

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告 示	ページ	公 告
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定の一部の解除 (山城北保健所)	815	○土地改良区役員の退任届 (山城広域振興局) 817
○保安林の指定予定の通知 (京都林務事務所、南丹広域振興局)	816	○地域森林計画の変更のための案の縦覧 (林業振興課) 〃
○保安林の指定施業要件の変更 (山城広域振興局)	〃	○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、乙訓土木事務所) 〃
○重要開発調整池の設置の完了 (南丹土木事務所)	〃	公安委員会
		○京都府公安委員会運営規則の一部を改正する規則 〃
		○随意契約の相手方の決定 818

告 示

京都府告示第562号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた汚染の除去等の措置
令和3年京都府告示第453号	八幡市美濃山御毛通15の一部、18の一部、19の一部、19の1の一部、20の一部、21の一部及び25の一部、京田辺市松井梅谷4の一部、8の1の一部、8の3の一部及び73の14の一部並びに京田辺市松井梅谷4及び73の14に隣接する国有地の一部(次の図に示す部分に限る。)	ふっ素及びその化合物	八幡市美濃山御毛通18の一部、19の一部、19の1の一部、20の一部、京田辺市松井梅谷4の一部並びに京田辺市松井梅谷4及び73の14に隣接する国有地の一部(次の図に示す部分に限る。)	土壌汚染の除去
令和4年京都府告示第47号	八幡市美濃山古寺79の1の一部、79の2の一部、80の1の一部及び80の6の一部、八幡市美濃山細谷26の2の一部、27の2の一部、28の2の一部、28の3の一部、37の2の一部、39の2の一部、40の2の一部、41の1の一部、41の2の一部、43の1の一部、43の2の一部及び84の一部並びに八幡市美濃山細谷39の2及び37の2に隣接する市有地の一部(次の図に示す部分に限る。)	〃	八幡市美濃山細谷37の2の一部、39の2の一部、40の2の一部、41の1の一部及び41の2の一部並びに八幡市美濃山細谷39の2及び37の2に隣接する市有地の一部(次の図に示す部分に限る。)	〃

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

京都府告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都市北区雲ヶ畑中津川町397から402まで、405から407まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第564号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
南丹市美山町河内谷野尾6の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第565号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
京田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
京田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京田辺市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第566号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20号第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和5年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 重要開発調整池の所在地
船井郡京丹波町下大久保中ノ谷17番の一部、17番1の一部、17番乙の一部、18番、18番乙の一部、20番、22番、22番1の一部、23番、24番、24番乙、25番の一部、52-1+52-2の一部
- 2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社アースソイル
代表取締役 山田 潤
船井郡京丹波町下大久保中ノ谷17番地

公 告

木津土地改良区の役員の退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

退任役員（理事）

住 所	氏 名
木津川市木津町瓦谷27	出 栗 伸 幸

地域森林計画の変更をするため、森林法（昭和26年法律第249号）第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案について、縦覧期間が満了する日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 変更する地域森林計画
 - (1) 名称及び区域
淀川上流地域森林計画
京都市、向日市、長岡京市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、亀岡市、南丹市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡
 - (2) 縦覧場所

京都府農林水産部林業振興課、京都府京都府林務事務所及び関係京都府広域振興局

- (3) 縦覧期間
令和5年11月17日から令和5年12月18日まで
- 2 変更する地域森林計画
 - (1) 名称及び区域
由良川地域森林計画
福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、船井郡及び与謝郡
 - (2) 縦覧場所
京都府農林水産部林業振興課及び関係京都府広域振興局
 - (3) 縦覧期間
令和5年11月17日から令和5年12月18日まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市同志社山手四丁目10の1の一部、10の2の一部、10の3の一部
（関連区域）
京田辺市同志社山手四丁目100の一部、108の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
堺市中区福田578の6
株式会社吉村一建設
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市東神足二丁目108の一部、113、116の5、116の7、116の29、116の30の一部、市有地
（関連区域）
長岡京市東神足二丁目116の4の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
向日市上植野町落堀17の1
四辻木材興業株式会社

公 安 委 員 会

京都府公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月17日

京都府公安委員会
委員長 増 田 壽 幸

京都府公安委員会規則第13号

京都府公安委員会運営規則の一部を改正する規則

京都府公安委員会運営規則（昭和30年京都府公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「事故があるとき、又は委員長が欠けたとき」を「故障がある場合（委員長が欠員となつたとき、又は天災その他やむを得ない事由により委員長が意思の伝達ができないことが明らかなきとき、及び出張、旅行、病気その他の事由により会議に出席できない旨を委員長が委員長を代理する委員に通知したときをいう。）」に改める。

第10条を次のように改める。

（会議以外の方法による権限行使）

- 第10条 委員長は、会議を招集することができないとき又は招集しても会議を開くことができないときは、第2条第1項の規定にかかわらず、会議以外の方法で委員の意見を求め、委員長及び意見を得られた委員の過半数の意見をもつて委員会の権限を行うことができる。
- 2 委員長は、緊急の必要がある場合において委員の意見を得られなかつたときは、前項の規定にかかわらず、委員会の権限を行うことができる。
- 3 前2項の場合において、当該委員長は、次の会議においてその執つた措置について報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



京都府警察本部告示第112号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年11月17日

京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 特定役務の名称及び数量
京都府警察指掌紋情報管理システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 契約日
令和5年9月7日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社京都営業所
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
- 5 契約金額
427,220,640円
- 6 契約の方法

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号